

特定計量器の検定等に伴い表記される検定証印等の年号表記について

宮城県計量検定所

平成29年度における計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）等の一部改正に伴い、これまで和暦表記を行っていた検定証印、基準適合証印、装置検査証印、定期検査済証印等に表記される検定・検査年月又は有効期間満了年月に係る年号表記については、**平成31年1月1日受検分から全面的に「西暦表記」へと切り替えられる**ことになりました。

※ 西暦表記とは

表記する対象に応じて、

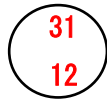
アポストロフィー（'）+西暦年数十位以下（例：'19）

又は **西暦年数（4桁）そのまま**（例：2019）

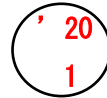
が表記されることとなります。

＜例＞タクシーメーター装置検査証印（有効期間1年）及び有効期限ステッカー

平成30年12月受検



平成31年1月受検



また、これまで表記されていた特定計量器等の有効期間満了年月や次回検査年月に係る**年号表記**についても、**下記のように読み替え**られることとなります。

有効期間満了年月等の記載	読み替え
平成31年	2019年
平成32年	2020年
平成33年	2021年
平成34年	2022年
平成35年	2023年
平成36年	2024年
平成37年	2025年
平成38年	2026年
平成39年	2027年
平成40年	2028年